

No. 15

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
常滑市	環境経済部 生活環境課	0569-47-6115	直通	0569-35-3939
住所	〒479-0837 常滑市新開町4-1		担当者氏名	星野 聖子
URL	http://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/gomi/1000878/1000881.html	E-mail	seikatsu@city.tokoname.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額		特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
	①新設	②転換				
5人槽	199,000	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	248,000	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	329,000	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
				51人槽以上	補助しない	—

- ※ ① 新設 新たに浄化槽を設置することをいう。建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認申請を要する建物の改築又は増築に伴うもの
 ② 転換 くみ取り便槽やみなし浄化槽から浄化槽へ切り替えることをいう

(2) [2020年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
55	14	3					72

前年度実績基数（67基）

(3) [補助対象地域]

- 次の区域を除く市内全区域
 - ①公共下水道の供用開始された区域
 - ②補助金交付の申請日から当該申請日の属する年度の翌々年度の4月1日までに供用開始が見込まれる区域
 - ③農業集落排水事業区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用されるものにあつては、同指針に適合するものただし、別表1に掲げる性能要件を満たす環境配慮型浄化槽に限る

※別表1以下の1又は2の要件に該当する浄化槽

1. 浄化槽の消費電力が表1の消費電力以下であり、かつ次の基準項目ア～エのいずれか1つ以上の要件を満たすこと

表1 消費電力基準

(単位 W)

人槽(人)	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/l 以下)	消費電力 (りん除去型)
5人槽	47	58	92
6～7人槽	67	83	100
8～10人槽	92	113	174

ア 浄化槽の消費電力が表1の消費電力よりもさらに10%以上低減されていること

イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、表2の総容量の基準を満たすこと

表2 浄化槽本体の大きさの基準

人槽(人)	総容量 (m ³)
5人槽	2.2
6～7人槽	3.1
8～10人槽	4.5

- ウ ディスポーザー対応浄化槽であること
 エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times \frac{1}{2} + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$

2. 浄化槽の消費電力が、下の表の消費電力以下であること

表 消費電力基準

人 槽 (人)	消費電力 (W) (通常型)	消費電力 (W) (BOD10mg/l 以下)	消費電力 (W) (リン除去型)
5 人 槽	39	53	83
6~7人 槽	55	75	90
8~10人 槽	75	102	157

- ②専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置する者
 ③公共下水道事業計画区域内で補助を受けるときは、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な公共ますまでの排水管、排水きょ等を整備することを要件とする。

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けずに、浄化槽を設置する者
 ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 ③販売、賃貸その他営利の目的で浄化槽付住宅の建築又は改築をする者
 ④市税の滞納がある者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
 ②浄化槽調書の写し（建築確認により設置する場合に限る。）
 ③設置場所の案内図
 ④浄化槽、汚水ます、排水管及び住宅各室等の配置・配管予定図面
 ⑤賃貸人の承諾書（住宅を借りている者に限る。）
 ⑥当該浄化槽設置工事の見積書の写し（撤去費、宅内配管工事費の補助も受ける場合は、その他見積書の写しも添付すること）
 ⑦全国浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
 ⑧型式適合認定書、仕様書及び図面
 ⑨工事請負契約書の写し
 ⑩浄化槽設備士免状の写し
 ⑪保証登録証（浄化槽機能保証制度の対象となる浄化槽に限る。）
 ⑫みなし浄化槽から転換する場合は、法定検査結果書の写し、保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し
 ⑬誓約書
 ⑭その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：補助事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日まで
 ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
 ②浄化槽法定検査依頼書の写し
 ③工事の領収書の写し
 ④設置工事中の写真
 ⑤チェックリスト
 ⑥浄化槽設置後の配置・配管図面
 ⑦浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽からの転換の場合に限る。）
 ⑧浄化槽工事完了報告書又は浄化槽使用開始報告書の写し

⑨その他市長が必要と認める書類

・みなし浄化槽又は汲取り便槽を撤去して浄化槽を設置する場合

①～⑧

⑨撤去をしたみなし浄化槽又は汲取り便槽の最終清掃実施記録の写し

⑩みなし浄化槽又は汲取り便槽を適正に処理した証拠書類

⑪みなし浄化槽又は汲取り便槽の撤去工事に係る領収書の写し

⑫その他市長が必要と認める書

・みなし浄化槽又は汲取り便槽を撤去して浄化槽を設置する際、宅内配管工事を行った場合

①～⑪

⑫宅内配管工事に係る領収書の写し

⑬その他市長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている

②みなし浄化槽からの転換に要する宅内配管費用を30万円まで補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください